

第6次倉吉市あらゆる差別を なくする総合計画

(アクションプラン)

～お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまち～

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

倉吉市

目 次

第1章	アクションプランの基本的事項	1
第1	アクションプラン策定の目的	1
第2	アクションプランの位置づけ	1
第3	アクションプランの期間	1
第4	アクションプランの構成	1
第5	アクションプランの具体的な事業	1
第6	アクションプランの進捗管理と評価	1
第2章	人権施策の推進方針に基づく事業	2
第1	人権教育・同和教育の推進	2
1	現状と課題	2
2	基本方針	2
(1)	就学前教育・保育の推進（担当：子ども家庭課）	2
(2)	学校教育の推進（担当：学校教育課）	3
(3)	社会教育の推進（社会教育課・人権政策課）	4
第2	人権啓発の推進	4
1	現状と課題	4
2	基本方針	5
(1)	学習機会と情報の提供（図書館・人権政策課・人権文化センター）	5
(2)	行政・企業等における人権啓発の推進（職員課・商工観光課）	7
第3	相談・支援体制の充実	8
1	現状と課題	8
2	基本方針	9
(1)	相談・支援体制の充実（人権政策課・人権文化センター）	9
(2)	差別事象への対応（人権政策課・人権文化センター）	10
(3)	人権侵害救済制度の確立要求（人権政策課）	11
第3章	各人権課題における施策に関する事業	12
第1	部落差別	12
1	現状と課題	12
2	基本方針	12
(1)	教育・啓発の推進と同和地区住民の学習支援（子ども家庭課・市民課・学校教育課・人権政策課・人権文化センター）	12
(2)	相談体制の充実（人権政策課・人権文化センター）	14
(3)	関係団体との連携（人権政策課）	15
(4)	公正な選考採用に向けた啓発の推進（商工観光課）	15
(5)	農業の育成（農林課・地域整備課）	16
(6)	住環境の整備（上下水道局・環境課・建築住宅課）	17
第2	障がいのある人の人権	17
1	現状と課題	17
2	基本方針	18
(1)	就学前教育・保育（子ども家庭課）	18

(2)	学校教育（学校教育課・子ども家庭課）	19
(3)	交流学习（学校教育課）	20
(4)	啓発活動（人権政策課）	20
(5)	自立支援・相談体制の充実（福祉課）	21
(6)	住環境の整備（建築住宅課・建設課・管理計画課）	21
第3	男女の人権	22
1	現状と課題	22
2	基本方針	23
(1)	教育・啓発の推進（学校教育課・人権政策課）	23
(2)	相談体制の充実（子ども家庭課）	24
(3)	推進組織の充実（人権政策課）	24
(4)	政策・方針決定過程への参画の推進（人権政策課）	25
(5)	就労・雇用の促進（商工観光課）	25
(6)	「日本女性会議2022 in 鳥取くらしよし」による女性リーダー育成（人権政策課）	26
第4	外国にルーツを持つ人の人権	26
1	現状と課題	26
2	基本方針	27
(1)	就学前教育・保育（人権文化センター・子ども家庭課）	27
(2)	学校教育（学校教育課）	27
(3)	啓発の推進（人権政策課・人権文化センター）	28
(4)	医療保険・国民年金・介護保険等の情報提供（保険年金課・長寿社会課）	28
(5)	多文化共生理解（地域づくり支援課・人権政策課・人権文化センター）	29
(6)	相談体制の充実（学校教育課・福祉課・人権政策課・人権文化センター）	30
第5	子どもの人権	31
1	現状と課題	31
2	基本方針	32
(1)	不登校・いじめ（学校教育課・子ども家庭課・人権文化センター）	32
(2)	児童虐待（子ども家庭課）	34
(3)	子どもの貧困（子ども家庭課・学校教育課）	35
第6	高齢者の人権	36
1	現状と課題	36
2	基本方針	36
(1)	教育・啓発の推進（子ども家庭課・学校教育課・長寿社会課）	36
(2)	相談体制の充実（長寿社会課）	38
(3)	社会参加の推進（長寿社会課）	38
(4)	介護サービスの充実（長寿社会課）	39
第7	病気にかかわる人の人権	39
1	現状と課題	39
2	基本方針	40
(1)	教育・啓発の推進（学校教育課・健康推進課・人権政策課・人権文化センター）	40
(2)	相談体制の充実（健康推進課）	41

第8	インターネットによる人権侵害	41
1	現状と課題	41
2	基本方針	42
	(1) 情報モラル教育・啓発の推進（学校教育課・社会教育課）	42
	(2) インターネット上での人権侵害行為への対応（人権政策課）	43
第9	様々な人権	43
①	アイヌ民族	43
1	現状と課題	43
2	基本方針	43
	(1) 啓発の推進（人権政策課・人権文化センター）	43
②	拉致被害者等	44
1	現状と課題	44
2	基本方針	44
	(1) 啓発の推進（防災安全課・人権政策課）	44
③	性的マイノリティ	45
1	現状と課題	45
2	基本方針	45
	(1) 教育・啓発の推進（学校教育課・商工観光課・人権政策課・人権文化センター）	45
	(2) 相談・支援体制の充実（人権政策課・人権文化センター）	47
④	刑を終えて出所した人	47
1	現状と課題	47
2	基本方針	47
	(1) 再犯防止施策の推進（総務課）	47
	(2) 啓発の推進（総務課・人権政策課）	48
	(3) 更生保護団体の支援（総務課）	49
⑤	犯罪被害者等	49
1	現状と課題	49
2	基本方針	49
	(1) 啓発の推進（防災安全課・人権政策課）	49
	(2) とっとり被害者支援センターへの支援（防災安全課・人権政策課）	50
第4章	計画の総合的な推進に関する事業	51
1	現状と課題	51
2	基本方針	51
第1	全庁体制による人権を尊重した行政の推進	51
第2	計画の進行管理と評価	51
第3	関係機関等との協力・連携	51
第4	市民の参画と協働	51
第5	相談体制の充実	52
第6	広報、啓発の推進	52

第1章 アクションプランの基本的事項

第1 アクションプラン策定の目的

新たに顕在化してきている人権問題や、第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画での取組の成果と課題、令和元年に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査結果などを踏まえ、本市の人権施策の取組を引き続き充実させていくため、第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）を策定しました。

このアクションプランは、基本計画に基づく行動計画として、具体的な事業を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第2 アクションプランの位置づけ

アクションプランは、第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）の基本理念や取組の方向性を具現化するための個別事業について定めたものです。アクションプランに定める個別事業は、具体的に計画し、実施する、人権に関わる重要事業として位置づけます。

第3 アクションプランの期間

アクションプランの期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変動などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第4 アクションプランの構成

アクションプランは、第12次倉吉市総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）の基本理念を実現するため、同計画の体系にのっとり構成し、必要な事業を整理しています。

第5 アクションプランの具体的な事業

アクションプランに掲載している「具体的な事業」とは、各取組の現状と課題に対応するための取組を指しており、予算上の事業とは必ずしも一致するものではありません。

第6 アクションプランの進捗管理と評価

アクションプランにおける年度毎の取組の進捗、実績、重要業績評価指標の達成状況などの管理については、市の幹部職員で構成する倉吉市人権施策推進連絡会議により行います。

また、基本計画と合わせた点検及び評価については、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う機関である、地方自治法第138条の4第3項の規定にもとづき設置する倉吉市あらゆる差別をなくする審議会により行います。

第2章 人権施策の推進方針に基づく事業

第1 人権教育・同和教育の推進

1 現状と課題

- 家庭・地域の子育て機能が低下しており、認定こども園・保育所に地域の子育てを支援する機能が求められている。
- 人権同和教育年間指導計画に基づく、各学校での児童生徒の実態把握が必要である。
- 各地区同和教育学習会の参加者の固定化、若年層の参加が少ない。



2 基本方針

(1) 就学前教育・保育の推進（担当：子ども家庭課）

- 倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づき、発達段階等の子どもの状況に応じた教育・保育を実施し、人権感覚の基礎となる力を身に着ける教育・保育を推進する。
- 保育教諭、保育士等の職員の人権意識や専門性の向上に努める。

具体的な事業

1. 保育所等計画訪問事業（担当課：子ども家庭課）

目的	倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づき、発達段階等の子どもの状況に応じた教育・保育を実施し、人権感覚の基礎となる力を身に着ける教育・保育を推進する。					
事業概要	保育に関する実態の把握、情報提供、指導助言を行い、取組の支援を行うため、市内全ての保育所・認定こども園に訪問を実施する。					
重要業績	指標	保育所・認定こども園への訪問率				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

2. 人権教育・保育推進事業（担当課：子ども家庭課）

目的	倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づき、発達段階等の子どもの状況に応じた教育・保育を実施し、人権感覚の基礎となる力を身に付ける教育・保育を推進するため、保健師、保育教諭、保育士、教職員等への系統的な研修を実施し、保護者等を対象にした人権教育、健康教育、食の教育、保健指導・相談等の充実を図る。					
事業概要	保育士、保育教諭等を対象とした発達段階等の子どもの状況に応じた教育、保育等に係る人権感覚や専門性の向上を目的とした研修会を年1回以上開催する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	研修会の開催回数				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	回	1	1	1	1	1

(2) 学校教育の推進（担当：学校教育課）

- 学校教育の中で、人権教育教材を用いた学習を行いた人権教育の充実に努める。
- 各中学校区人権（同和）教育研究協議会等と連携し、差別解消に向けた指導力を高めるための教職員研修会を実施する。
- 教育機会確保法も踏まえ、児童生徒の学力保障、自分自身の課題を克服する力の育成に取り組む、学校等と連携して地区学習会の実施・運営を行う。

具体的な事業

3. 人権尊重社会の担い手づくり（担当課：学校教育課）

目的	実生活に関わるさまざまな人権問題を教材として学ぶことを通して、人権尊重社会の担い手として行動する児童生徒の育成を図る。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育における人権教育の基本方針」に基づく人権教育の推進 ・題材、教材や学習過程に関する研究の推進 ・人権教育の視点に基づいた福祉教育の充実 ・情報モラル教育の推進 					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	全国学力・学習状況調査の質問項目「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」における肯定的な回答の割合				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	小学校 100 中学校 95	小学校 100 中学校 95	小学校 100 中学校 97	小学校 100 中学校 97	小学校 100 中学校 100

(3) 社会教育の推進（社会教育課・人権政策課）

- 同和教育町内学習事前研修会や同和教育推進員の活動支援を通じて、学習方法、内容の工夫と改善により家庭や地域における人権教育の充実に努め、倉吉市人権教育研究会をはじめ、各地区人権（同和）教育研究会、各中学校区人権（同和）教育研究会等の活動と連携する。

具体的な事業

4. 同和教育推進員設置事業（担当課：人権政策課）

目的	各自治公民館に同和教育推進委員を設置し、関係教育機関及び団体と連携を取りながら、地域における同和教育の推進について必要な助言指導を行い、関係教育機関及び団体における同和教育町内学習会の奨励並びに助言指導を行い、同和教育の推進に当たっては、自治公民館活動と協力し、地域における同和教育の推進を図る。					
事業概要	各自治公民館に同和教育推進員を設置し、地域における同和教育の推進を図る人材を育成するため、同推進員を対象とした市主催の研修会を年2回開催する。					
重要業績	指 標	研修会の参加率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	70	70	70	70	70

5. 人権に関する講演会や研修会の実施（担当課：社会教育課・人権政策課）

目的	地区住民の人権課題への理解と人権意識の向上を図り、一人ひとりを大切にした人権尊重の支え合いのまちづくりをめざすもの。					
事業概要	各地区コミュニティセンターにおいて、各地区人権・同和教育研究会等との連携し、住民への人権に関する学習機会を提供する。					
重要業績	指 標	研修会等の開催回数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回数	13	13	13	13	13

第2 人権啓発の推進

1 現状と課題

- 「人権教育・啓発推進法」により、地方公共団体の責務として人権啓発が定められており、その目的は、日常生活での態度や行動を確実に根付かせることで、差別や人権侵害のない社会の実現を図ることとされている。
- 本市では、部落解放研究倉吉市集会、倉吉市部落解放文化祭、人権教育講座、同和教育町内学習会等を継続的に取り組み、倉吉市人権教育研究会との協働により、学習機会の提供を行っている。また、市の広報紙、啓発資料、ホームページなどを活用した情報発信に努めている。
- 市民意識調査によると、若い世代への啓発の必要性と、地域や職場などにおける再学習の機会の提供が課題として上げられる。

- 市民意識調査によると、学習経験を積み重ねることで知識や理解は高まるものの、問題解決のために積極的な行動化に繋がりにくいという状況がある。



2 基本方針

(1) 学習機会と情報の提供（図書館・人権政策課・人権文化センター）

- 部落解放研究倉吉市集会、倉吉市部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座、同和教育町内学習会などを継続的に開催する。
- 市の広報紙とホームページ、インターネットなど通じた情報提供、県や人権擁護委員と連携して街頭啓発活動を行うなど様々な手法により啓発に努める。
- 平成 28（2016）年に施行された人権関連三法（「部落差別解消推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）の市民の関心と理解を深めるよう啓発に努める。
- さまざまな人権課題について正しい理解・認識が得られるよう、情報資料として関連書籍等の収集整備を行い市民が容易に閲覧できるよう情報提供に努める。

具体的な事業

6. 部落解放研究倉吉市集会開催事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	今日の社会情勢や市民の人権意識の変化を踏まえ、差別事象等に学びながら、日々の暮らしの中にある様々な人権課題に気づき、基本的人権について理解を深め、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、様々な違いを超えて、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるため、市民集会を実施し、参加者が自分たちの思いや願いで学習や実践を深め合う。					
事業概要	人権問題をテーマにした市民集会を開催する。					
重要業績	指標	アンケートによる参加者の満足度				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(KPI)	%	70	70	70	70	70

7. 倉吉市部落解放文化祭開催事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	部落問題を視点にすえ、地域の解放の文化を掘り起こし、人間解放への営みに直接触れ、その価値を見直すことで差別に気づき、部落問題の解決と人権の確立を自らの課題としてとらえ、差別をなくする力を培い、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざすことを目的とし、市をあげての文化祭事業を実施する。					
事業概要	人権問題をテーマにした文化祭を開催する。					
重要業績	指 標	アンケートによる参加者の満足度				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	70	70	70	70	70

8. 同和（人権）教育町内学習会実施事業（担当課：人権政策課）

目的	人権問題を自らの課題として捉え、部落差別の解決を図る取組を、あらゆる人権問題の解決につなげるという発展的な視点に立ち、市民一人ひとりが我が事として取組めるよう、地域での学習機会の提供を行う。					
事業概要	市内全域を対象に、同和（人権）教育町内学習会を実施する。					
重要業績	指 標	実施した地域の割合				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

9. 人権のために学ぶ同和教育講座実施事業（担当課：人権政策課）

目的	人権尊重の理念の理解を深めるとともに定着を図り、地域住民が人権問題に対する正しい認識を身につけ、人権尊重が日常生活の中で行動化できるようになることを目指す。					
事業概要	様々な人権問題をテーマにした講座を年4回程度実施する。					
重要業績	指 標	アンケートによる参加者の満足度				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	80	80	80	80	80

10. 人権啓発総合推進事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	市の広報紙とホームページ、インターネットなどを通じた情報提供、県や人権擁護委員と連携して街頭啓発活動を行うなど様々な手法を活用して啓発を実施し、市民の人権意識の向上に役立て、人権尊重のまちづくりを推進する。					
事業概要	市の広報紙とホームページ、インターネットなど通じた情報提供、県や人権擁護委員と連携して街頭啓発活動を行うなど様々な手法を活用して啓発を実施する。					
重要業績	指 標	市報による特設記事を年6回以上掲載する。				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	掲載回数	6	6	6	6	6

11. 人権関連3法等啓発事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	平成28（2016）年に施行された人権関連三法の市民の関心と理解を深めるよう啓発に努め、市民の人権意識の向上に役立て、人権尊重のまちづくりを推進する。					
事業概要	市報、ホームページなどを通じた啓発を実施する。					
重要業績	指標	市報、公式ウェブサイト等での啓発の実施				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

12. 図書展示事業（担当課：図書館）

目的	市民がさまざまな人権問題について正しい理解・認識が得られるよう、情報資料として関連書籍等の収集整備を行い、誰もが容易に閲覧できるような情報提供に努める。					
事業概要	図書館内に開設しているテーマ展示コーナーで、さまざまな人権に関する啓発月間、啓発週間にあわせ関連する図書等を選んで展示をする。					
重要業績	指標	テーマ展示コーナーの設置回数				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回	3以上	3以上	3以上	3以上	3以上

13. 倉吉市人権絵本作成事業（担当課：人権文化センター）

目的	人権問題をテーマにした絵本を作成する「人権絵本作成委員会」の活動を支援し、人権絵本を作成し、市民に提供することで、乳幼児から高齢者までの様々な市民が多様な人権問題を学ぶことのできる機会を提供する。					
事業概要	様々な人権課題をテーマに人権絵本を作成し、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、コミュニティセンター及び図書館に配布する。					
重要業績	指標	人権絵本の作成及び配布				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

（2）行政・企業等における人権啓発の推進（職員課・商工観光課）

- 市職員は、業務の遂行にあたり人権に配慮するとともに、職員研修の充実及び同和教育町内学習会、各種人権啓発集会、講座等に積極的に参加し、人権意識と資質の向上に努める。
- 倉吉市人権啓発企業連絡会では、あらゆる差別の解消は企業の社会的責任（CSR）との認識を持ち、会員企業が差別体質撤廃の取組と従業員及び顧客の人権を尊重したコンプライアンスの実践や従業員の人権意識を高め、雇用創出と労働環境の整備を図り、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じ、人権尊重が企業文化として定着することを目指す。
- 倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市人権啓発企業連絡会、中部地区高等学校同和教育研究会と連携し、企業や事業所における公正採用選考の実施、障がいのある人への合理的配慮や雇用拡大、男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、

「ハラスメント規制法」に基づくハラスメントの防止など、多様性と人権が尊重される職場づくりが進むよう、実践につながる啓発に努める。

具体的な事業

14. 市職員同和教育町内学習会参加事業（担当課：職員課）

目的	全ての市職員が、それぞれの業務の遂行にあたり人権に配慮する必要があることを踏まえ、積極的に人権学習会に参加し認識を深めるとともに、人権意識の高揚と資質の向上を図る。					
事業概要	各地区職員人権啓発推進連絡会を通じて、職員に同和教育町内学習会の開催を周知するとともに、参加の呼びかけを行う（例年参加率90%前後）。					
重要業績	指標	市職員の同和教育町内学習会参加率				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	95	95	95	95	95

15. 企業等における人権啓発の推進事業（担当課：商工観光課・人権政策課）

目的	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早急な解決が国民的課題であり、同時に企業に課せられた社会的責務であることを認識し、その責務を果たすために会員相互が連携し、主体性を持って、企業の立場から人権問題に対する正しい認識と理解を深めるとともに、人権問題の解決を目指す。					
事業概要	三者合同研修会及び倉吉市人権啓発企業連絡会新入社員研修を実施する。					
重要業績	指標	三者合同研修会及び新入社員研修の参加者の延べ人数				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	人	50	50	50	50	50

第3 相談・支援体制の充実

1 現状と課題

- 市民意識調査の結果によると、人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策として支援・救済していくことが必要であると答えた人のうち、「支援・救済」と答えた人の割合が、「教育」や「啓発」などに次いで9.4%となっているが、実際に相談する相手先は「友人、同僚、上司」が最も高く、「国や県、市の人権相談窓口」が最も低い数値であった。
- あらゆる差別をなくする取組に努めるため、各分野における所管課に相談窓口を置き、相談者への助言や支援を行う取組を強化していく。



2 基本方針

(1) 相談・支援体制の充実（人権政策課・人権文化センター）

- 人権にかかわる様々な相談の窓口として、人権文化センターを中心に効果的な情報発信を行うとともに、市民がより気軽に相談できるよう相談体制の充実に努める。
- 多分野にわたる相談に対応するために職員の資質向上を図り、関係機関と連携して問題解決など、救済につながるよう相談者への支援に努める。
- 人権相談や啓発活動を行う人権擁護委員について市民に周知するなど、法務局と連携した相談体制の充実に努める。

具体的な事業

16. 人権相談対応事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	人権の擁護及び救済の取組に努めるための相談窓口を置き、相談者への助言や支援を行う					
事業概要	人権に関わること、それに係る生活の困りごとなどの相談窓口を人権政策課及び各人権文化センターに設置し、困りごとの解決に向けた相談対応を行う。					
重要業績	指 標	相談の解決率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	90	90	90	90	90

17. 法務局特別人権相談所開設等案内事業（担当課：人権政策課）

目的	法務局及び人権擁護委員連合会主催の特設人権相談所の開設を市民に周知し、身近に起こる人権に関する問題を解決に導く。					
事業概要	毎月2回開設される特設人権相談所の開設を、市報等で市民に周知する。					
重要業績	指 標	市報掲載の回数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	12以上	12以上	12以上	12以上	12以上

(2) 差別事象への対応（人権政策課・人権文化センター）

- 差別事象が発生した場合は、「倉吉市人権侵害・差別落書対応要領」に基づき対応し、倉吉市人権啓発検討委員会において、実態の把握、背景の分析、効果的な啓発方法等について検討を行うとともに、再発防止に向けての情報提供と啓発に努める。

具体的な事業

18. 人権侵害、差別落書き事象等対応事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	人権侵害、差別落書きを未然に防止するよう、必要な啓発を行うとともに、差別事象が発生した場合は、必要な措置を講じ、人権尊重のまちづくりを推進し、差別のない生活環境を創造する。					
事業概要	人権侵害、差別落書きを未然に防止するため、市報等による啓発を行うと共に、差別事象が発生した場合は、事実確認、背景等を確認して必要な措置を行う。					
重要業績	指 標	人権侵害等事象発生の際の対応率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

19. 人権啓発検討委員会運営事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

目的	差別や人権侵害にかかる事象の事実関係とその要因、社会的背景を分析するとともに、当該事象における見解、対応の処理、今後の取組等について協議し、また、行政の主体による問題解決への取組と市民及び全庁内における今後の啓発活動のあり方について検討し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消並びに人権侵害をなくする人権尊重のまちの構築を目指す。					
事業概要	差別事象の発覚及び報告があった場合は、速やかに事実確認を行い、倉吉市人権啓発検討委員会に諮り、問題解決に向けた対応を行う。					
重要業績	指 標	差別事象の対応率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

(3) 人権侵害救済制度の確立要求（人権政策課）

- 人権侵害に対する被害者の救済には、実効性のある救済制度の確立と法律に基づく対応が求められることから、「差別禁止法」や「人権侵害救済法」の制定について、引き続き県や他市町村などと連携し、国に要望する。

具体的な事業

20. 差別禁止法等整備要請事業（担当課：人権政策課）

目的	インターネット上の差別書き込み等が発生している現状を踏まえ、悪質な差別や人権侵害を禁止する「差別禁止法」及び被害者の救済を迅速・円滑に行う実効性のある「人権侵害救済法」の制定を推進することで、インターネット上の差別事象の根絶を目指す。					
事業概要	悪質な差別や人権侵害を禁止する「差別禁止法」及び被害者の救済を迅速・円滑に行う実効性のある「人権侵害救済法」の制定を、他の地方公共団体と連携し、関係省庁に対し要請活動を行う。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	他の地方公共団体と連携した関係省庁に対する要請活動の実施				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第1 部落差別

1 現状と課題

- 「同和对策事業特別措置法」が昭和44（1969）年に施行されて以来、本市では、同和問題の解決に向けて同和地区の環境改善をはじめとする諸施策に取組、平成6（1994）年には「条例」を制定し、平成14（2002）年の特別措置法失効後も、人権尊重のまちの実現に向けた様々な人権施策を推進してきた。
- 長年の取組により、同和地区の生活環境や就労・教育面での格差は、ある程度改善され、部落差別に対する正しい理解が進む等、一定の成果が表れている。
- その一方で、根強く残る差別意識、インターネット上の差別書き込み、同和地区（被差別部落）が認識できる情報が配信されている等の事象が発生しており、部落差別の完全解消には至っていない。
- 平成28（2016）年には、部落差別のない社会の実現に向けた施策を推進するために、「部落差別解消推進法」が制定された。
- 市民意識調査の結果によると、過去5年間に同和地区の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがあると答えた市民が11.7%存在しており、内容別では、「差別発言」が最も多く、次いで「結婚での反対」、「インターネット上の不当な書き込み」の順となっている。
- 「部落差別の現状についての認識」の問いでは、前回の市民意識調査の結果と比べて、差別意識は解消されていないと答えた人の割合が50.1%から58.0%に増えている。
- 近年も、同和地区の問い合わせや同和地区出身者に対する差別発言等の事象が根強く残っていることから、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決のため、行政、企業、教育現場、地域、家庭において人権教育・啓発活動に積極的に取り組む必要がある。



2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進と同和地区住民の学習支援（子ども家庭課・市民課・学校教育課・人権政策課・人権文化センター）

- 就学前教育・保育において、一人ひとりの子どもの家庭環境や生活実態を把握し子どもの成長・発達を支援する中で、仲間づくりや人権感覚を身につける教育・保育を推進する。※「第1 人権教育・同和教育の推進」において対応
- 学校教育において、児童生徒が部落差別の不合理性や自分自身とのかかわりについて考え、自らの問題として学べるよう、指導内容・方法の工夫改善を行う。※「第1 人権教育・同和教育の推進」において対応
- 研修等を通して教職員の人権尊重の意識を高め、部落差別を正しくとらえられる人権感

覚を養うとともに、人権を尊重した教育環境の整備を進める。

- 小中学校の地区学習会を充実させるため、関係機関、保護者、地域との連携を図る。
- 中部地区高等学校同和教育研究会と連携し、高校生の育成を図る。
- 同和対策事業で設置された児童館・児童センターの機能を充実し、同和地区住民の学習支援と多様な情報及び学習機会の提供に努める。
- 住民の各種活動を支援し、ボテ茶等の伝統文化の継承を支援する。
- 同和教育町内学習会、部落解放研究倉吉市集会、各種講座等を通じて、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として捉え、部落差別の解消に向けた行動化につながるよう学習機会の提供と啓発の推進に努める。
- 身元調査につながる戸籍等の不正取得を抑止するため、「登録型本人通知制度」の周知を図り、登録者数の増加に努める。
- 人権文化センターでは、同和問題を自らの課題としてとらえられるよう同和問題学習をはじめ交流学習会の開催、同和地区の住民による主体的な活動が実践できるよう、学習機会の提供に努めるとともに、同和地区の児童生徒をはじめ、様々な人権課題を抱える児童生徒の人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を高められるよう団体の育成を図る。

具体的な事業

21. 登録型本人通知制度周知事業（担当課：市民課・人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	登録型本人通知制度の周知を図り、登録者数の増加に努め身元調査につながる戸籍等の不正取得を抑止する。					
事業概要	市報、市公式ウェブサイト等により、制度周知を行い、登録者の増加を図る。					
重要業績	指標	登録者数の増加率（年度末時点）				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	5	5	5	5	5

22. 高校友の会育成事業（担当課：人権文化センター）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	中部地区高等学校同和教育研究会の活動に協力することで、人権について学びたい高校生の育成を目指す。					
事業概要	市報等による活動状況の広報を行う。					
重要業績	指標	市報等による広報の実施				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

23. 地区学習会推進事業（担当課：学校教育課・人権文化センター）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	1 各教科等の基礎的・基本的事項を習得し、学力向上を図る。(学力保障・進路保障) 2 社会の中の差別を見抜き、差別に立ち向かう力を身につける。(人権学習)					
事業概要	学校・家庭・地域の三者が主体となる地区学習会運営協議会を中心とした地区学習会の運営により、参加児童生徒の学力保障・進路保障・人権学習の充実を図る。					
重要業績	指 標	地区学習会参加児童生徒の高校進学率				
評価指標 (K P I)	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	100	100	100	100	100

(2) 相談体制の充実（人権政策課・人権文化センター）

- 同和地区住民をはじめ市民の生活、福祉、就労、子育て、教育、被差別体験等の相談及び支援について、人権文化センターの相談機能を充実させ、関係機関と連携して取り組むとともに職員の資質向上に努める。

具体的な事業

24. 人権文化センター職員資質向上研修事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	同和地区住民をはじめ市民の生活、福祉、就労、子育て、教育、被差別体験等の相談及び支援を行う人権文化センター職員の研修機会の充実に努め、当該職員の資質を向上させる。					
事業概要	各種研修会への参加を勧奨し、職員資質を向上させる。					
重要業績	指 標	職員一人当たりの研修参加回数				
評価指標 (K P I)	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	回	3	3	3	3	3

(3) 関係団体との連携（人権政策課）

- 倉吉市人権教育研究会などの関係団体と連携し、各団体が行う啓発活動や研修事業等への支援と研究・実践活動の充実を図りながら、協働して部落差別の解消を目指す。
- また、各種人権擁護団体との連携を図り、実践交流の機会を提供するとともに、あらゆる差別の解消を目指す団体活動の支援に努める。

具体的な事業

25. 倉吉市人権教育研究事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	人権が尊重される社会の実現をめざし、同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための人権教育の研究・実践活動を行う。					
事業概要	当該目的を達成するため、倉吉市人権教育研究会に業務委託を実施する。					
重要業績	指標	委託業務の適正な履行を実施する。				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 公正な選考採用に向けた啓発の推進（商工観光課）

- 倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会等との情報交換や研修を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考や採用が行われるよう啓発に努める。

具体的な事業

26. 公正採用・選考推進事業（担当課：商工観光課・人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会等との情報交換や研修を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考や採用が行われるよう啓発に努める。					
事業概要	三者合同研修会（倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会、中部地区高等学校同和教育研究会）、県等からのセミナー案内を会員企業に周知し、会員企業の延べ5割の参加を目指す。					
重要業績	指標	会員企業の参加率				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	50	50	50	50	50

(5) 農業の育成（農林課・地域整備課）

- 高齢化や担い手不足などの課題に対応し地域農業を維持していくため、認定農業者や新規就農者、定年帰農者への支援を強化するとともに、家族経営をはじめ集落営農や法人化、企業の農業参入などの支援を行い多様な担い手の育成・確保を図る。
- 農業生産基盤の適切な維持管理と老朽化対策など、農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組を進め、同和対策関連事業で整備された農業用施設のうち、未譲渡施設について地元の意向を踏まえて譲渡を進め地域農業の振興を図る。

具体的な事業

27. 就農条件整備事業（担当課：農林課）

推進方針	その他					
目的	認定新規就農者等が就農時から5年以内に新たに必要な機械及び施設を自ら整備する経費を支援することにより、就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。					
事業概要	認定新規就農者等が就農時から5年以内に新たに必要な機械及び施設を自ら整備する経費を支援する。					
重要業績	指 標	新規就農者の累計人数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	人	24	26	27	29	30

28. 担い手規模拡大促進事業（担当課：農林課）

推進方針	その他					
目的	認定農業者の規模拡大意欲を喚起し、農地の集積と耕作放棄地の未然防止を図る。					
事業概要	認定農業者等が農振農用区域内にある農地について3年以上の賃貸借権設定を行った場合に要する経費に対して助成する。					
重要業績	指 標	担い手農家の経営面積の割合				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	33.6	35.3	37.0	38.8	40.5

29. 農業農村整備事業（担当課：地域整備課）

推進方針	その他					
目的	農業生産基盤の適切な維持管理と老朽化対策など、農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組を進める。					
事業概要	経年劣化等により改修の必要な農業用施設の整備を行う。					
重要業績	指 標	農業用施設の整備件数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	件	80	80	80	80	80

(6) 住環境の整備（上下水道局・環境課・建築住宅課）

- 居住環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び集落排水処理施設への接続率向上と合併浄化槽の整備推進に努める。
- 改良住宅の改修等について、入居者の生活状況を踏まえながら推進する。

具体的な事業

30. 公共下水道等接続及び合併処理浄化槽設置推進事業（担当課：上下水道局・環境課）

推進方針	その他					
目的	公共用水域の水質を保全する。					
事業概要	公共下水道及び集落排水処理施設への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを進めるため、公共下水道及び集落排水事業については未接続者への接続啓発や水洗便所改造資金の融資（令和6年度末まで）を行う。合併処理浄化槽への転換については、設置費補助金を交付し、水洗化率の向上を図る。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	水洗化率（市内の世帯のうち、実際に公共下水道、集落排水施設に接続又は合併浄化槽を設置して汚水を処理している世帯の割合）				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	84.1	84.3	84.5	84.7	84.9以上

31. 市営住宅維持管理事業（担当課：建築住宅課）

推進方針	その他					
目的	倉吉市営住宅等長寿命化計画に基づき耐用年数を迎えた改良住宅について、入居者の生活状況を踏まえ、用途廃止、譲渡等を推進する。					
事業概要	改良住宅のうち、木造住宅を用途廃止し、入居者の生活状況を踏まえ譲渡する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	譲渡又は解体の実施（譲渡 2棟4戸、解体1棟2戸）				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	戸	1	1	1	1	1

第2 障がいのある人の人権

1 現状と課題

- 本市の障がいのある人の人権に対する意識や理解は進んできているが、依然として差別や偏見がある。
- 市民意識調査の結果では、障がいのある人の人権について、「差別や偏見がある」と答えた人は平成24（2012）年度に実施した調査結果と比較して4ポイント上昇した。
- また、「生活上の不便や就労・教育・入居拒否などの問題がある」と答えた人は、前回調査と比較して1.7ポイント減少した。
- 過去5年間に障がいのある人に対する差別を直接見聞きしたことがある人は、前回調査と比較して2.4ポイント減少したが、その中でも精神障がいのある人に関する事象が半数近くを占めており、精神障がいのある人に対する理解が不十分であることから、こう

した人々が地域で孤立し、支援や医療、就労につながりにくい現状にあると言える。

- 本市では、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりを目指し、市民の人権意識を高めるための研修、広報等、各種啓発事業を行うとともに、就学前教育、学校教育及び地域での学習機会の充実に努め、障がいのある人に対する理解や支援の促進を図っている。
- 障がいのある人の自己実現を図るためには、障がいの特性に応じた生活環境の整備と支援、教育環境の整備、意思疎通支援としての手話、要約筆記、点字、朗読、ICT技術等による情報提供が重要である。
- 今後も、ノーマライゼーション、バリアフリー及びユニバーサルデザインに対する理解及び普及に努め、交流やふれあいの機会を多く設けるとともに、障がいの有無にかかわらず学校及び地域で共に社会の一員として人格や個性が尊重され、安心して自立した生活を営むことができるよう、人権擁護と市民への啓発活動の推進を継続する必要がある。



2 基本方針

(1) 就学前教育・保育（子ども家庭課）

- 近年、発達障がいに対する認識が広がり、乳幼児期からの気づきと早期支援が重要になっている。
- 認定こども園及び保育所では、障がいのある乳幼児の教育・保育を行っており、その中で支援が必要な子どもに適切な教育及び保育を行うとともに、必要が生じた場合には、保護者への相談に応じる等の必要な支援を関係機関と連携して進める。

具体的な事業

32. 発達支援体制整備、障がい児保育（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	関係機関が連携して相談機能を充実し、早期の気づきからの確な評価と適切な支援へとつなげていく。					
事業概要	発達支援に係る体制の充実と障がいがある乳幼児や医療的ケアが必要な乳幼児の支援相談体制を確保する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	各施設への専門職員の訪問の割合				
	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	100	100	100	100	100

(2) 学校教育（学校教育課・子ども家庭課）

- 学校内では、特別支援学級と通常学級との日常的な交流や倉吉養護学校との交流が行われており、体験活動や調査活動等、身近な地域の障がいのある人との交流を行うなど障がいのある人や障がいの内容を正しく理解する教育を進めている。
- 近年、発達障がい等を含めた障がいの種類、状況が多様化しており、個々の児童生徒の状況に応じた支援や、障がいのある児童生徒の早期支援のための相談体制の充実が求められており、この様な状況の中、就学前教育・保育と小学校との連携が進み、早期に支援できる体制ができつつあり、発達障がい等のある児童生徒のための通級指導教室の設置も行われている。
- 今後さらに、本人や保護者に寄り添い、就学前教育及び保育、小学校、中学校、特別支援学校並びに高等学校との連携を進めて行く。
- 一人の子どもの成長発達の記録が、成長発達過程で円滑に繋がるようICTの活用について、個人情報保護に配慮しながら検討を進める。

具体的な事業

33. 就学前教育・保育と小学校、小学校と中学校との連携事業（担当課：学校教育課・子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	個々の児童生徒の状況に応じた支援や、障がいのある児童生徒の早期支援のための支援を充実させるため。					
事業概要	就学前教育・保育と小学校、小学校と中学校接続時の情報共有を確実にいき、支援体制を引き継ぐため、倉吉市個別の支援計画を活用しながら移行支援会議を開催する。					
重要業績	指標	倉吉市個別の支援計画を活用した移行支援会議の実施率				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	80	85	90	95	100

(3) 交流学習（学校教育課）

- 倉吉養護学校、鳥取県発達障がい者支援センター、児童相談所等の関係機関との連携を図り、特別支援学校をはじめ、障がいのある人や家族、支援者たちとの交流やふれあいを通じ、学校や地域での交流学習の充実に努める。

具体的な事業

34. 様々な障がいについての理解・交流学習推進事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	幼少期から年齢に応じて障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し共に生活していく力を身につけるため。					
事業概要	年間計画に基づいた障がいのある人に関する学習や、特別支援学校・特別支援学級の友だちとの交流を通して、障がいを正しく理解し、お互いを認め合う態度を身につける学習を推進する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に応じて、体験や交流をとおり、様々な障がいについて理解を深める学習を行った学校の割合				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	95	100	100	100	100

(4) 啓発活動（人権政策課）

- 身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくため、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーや、ユニバーサルデザインへの理解や普及を図る。

具体的な事業

35. バリアフリー及びユニバーサルデザイン啓発事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくため、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーや、ユニバーサルデザインへの理解や普及を図る。					
事業概要	啓発資料を収集し、市報、ウェブサイト等の広報媒体により普及啓発を図るほか、地域、団体等の要請に応じ、学習会等の啓発活動を実施する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	広報媒体による周知の回数				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回	1	1	1	1	1

(5) 自立支援・相談体制の充実（福祉課）

- ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが平等に社会の一員として生活し、スポーツ、文化、芸術活動など様々な活動ができる社会が求められている。
- 障がい者地域生活支援センターの相談支援体制を充実させ、身体・知的・精神の障がいのある人や難病の人が社会の一員として自立し、生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう相談支援に努める。
- 市民の理解を深める啓発、交流活動を推進するとともに、人権侵害の救済及び支援と権利擁護の体制の整備を図り、地域社会での自立を支援していく。
- 障がいのある人及びその家族に対して、就学前から学校教育までの発達段階、その後のライフステージに応じた相談活動や、地域生活における相談活動等、関係機関と連携して総合的な支援を行い、相談ニーズが多種、多様化する中で、今後一層の専門性の向上と相談体制の充実を図る。

具体的な事業

36. 障がい者相談支援事業（担当課：福祉課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	障がい者が地域で安心して生活していくために必要な福祉サービスの整備や利用支援を行う体制を整備する。					
事業概要	障がい者地域生活支援センターを設置し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言など必要な支援を行う。					
重要業績	指標	相談対応件数				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	件	1,175	1,305	1,436	1,500	1,566

(6) 住環境の整備（建築住宅課・建設課・管理計画課）

- 障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、住宅環境や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進に努める。

具体的な事業

37. 福祉のまちづくり推進事業（担当課：建築住宅課）

推進方針	その他					
目的	高齢者、障がい者等の住みよいまちづくりを推進する。					
事業概要	民間の物販店舗、旅館、ホテル、飲食店、理髪店、美容院、その他多数の者が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成金を交付する。（補助率1/2又は2/3）					
重要業績	指標	市報くらよし等による制度周知				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	1	1	1	1	1

38. 市道交通円滑化事業（担当課：建設課）

推進方針	その他					
目的	車両通行の円滑化や歩行者の安全確保を図る。					
事業概要	市道において維持補修等が必要な箇所の整備を実施する。					
重要業績	指標	維持補修等工事の件数				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	件	40	40	40	40	40

39. 公園管理事業（担当課：管理計画課）

推進方針	その他					
目的	快適で安心して利用できる環境づくり					
事業概要	公園施設等の維持管理（遊具・トイレ・フェンス等）					
重要業績	指標	公園利用者の苦情件数				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	件	0	0	0	0	0

第3 男女の人権

1 現状と課題

- 人口減少が急速に進む我が国では、国際社会との協調を図りながら、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題を解決していくため、あらゆる分野での女性活躍をはじめとする男女共同参画社会の実現が求められている。
- 本市においても、若年層を中心として性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画の意識の浸透が見られ、一方で、家庭や地域における男女の役割に著しい偏りがあり、また市政運営に女性の声を反映させるための審議会等の委員の登用や自治公民館等地域活動を担う役員の女性就任割合は低迷している。
- 様々な分野において男女共同参画の視点を取り入れるため、次世代を担う女性リーダーの育成と活躍の場を作っていく必要があり、職場における女性の活躍を推進するため、ワーク・ライフ・バランスを促進する意識改革や働き方の見直し等の環境整備も求められている。



2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進（学校教育課・人権政策課）

- 性別にかかわらず、男女が平等で互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、男女共同参画についての理解と意識を培うための教育の推進に努める。
- 性別による固定的役割分担意識を変革し、男女間の役割や分担の偏りを見直すことにより、社会の様々な分野における不平等感が解消されるよう意識啓発を推進する。

具体的な事業

40. 男女共同参画推進事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	男女共同参画のまちくらしの実現を目標とし、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし、「男女がともに活躍できる環境づくり」、「安心・安全に暮らせる社会づくり」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の3つの基本目標の実現を図る。					
事業概要	第6次くらし男女共同参画プランの推進と、当該プランに関係する事業の推進					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	個別計画によるPDCAサイクルの推進				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

41. 児童生徒・保護者への男女の人権啓発事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる小中学校運営を実現する。また、保護者にも固定的な性別役割分担意識の解消を目指す。					
事業概要	男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる小中学校運営を推進する。また、保護者会・PTA会員対象の研修会等で、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた取組を提案する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	年間指導計画に基づき、男女が共に支え合う学級づくり・社会づくりに関する学習を行った学校の割合				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	90	90	100	100	100

(2) 相談体制の充実（子ども家庭課）

- 配偶者などパートナーからの暴力（DV）など女性に対する犯罪の根絶に向け、相談体制の充実と啓発に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら被害者の支援を行う。

具体的な事業

42. 女性相談窓口の充実事業（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	関係機関等との連携を図りながら、被害者及びその家族の支援を行う。					
事業概要	専門の女性相談員を配置し、要保護女子等の発見、相談、指導、配偶者からの暴力等に係る相談、保護、自立支援を行う。					
重要業績	指 標	専属の相談員の配置（家庭相談員、女性相談員）				
評価指標 (KPI)	単 位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	人	2	2	2	2	2

(3) 推進組織の充実（人権政策課）

- すべてのライフステージにおいて、男女が平等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるため、くらし男女共同参画推進スタッフの育成、推進組織の支援に努める。

具体的な事業

43. くらし男女共同参画推進スタッフ育成・運営事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号）第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、市民と行政がともに連携をとりながら家庭、地域及び職場において男女共同参画の理解を深めるための啓発活動を行う。					
事業概要	当該目的を達成するため、スタッフ会を設置し、男女共同参画に対する住民への理解を推進し、市が行う住民に対する啓発活動へ協力する活動を実施する。					
重要業績	指 標	スタッフ会による啓発活動の実施回数				
評価指標 (KPI)	単 位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

(4) 政策・方針決定過程への参画の推進（人権政策課）

- 行政の政策・施策の決定の場や職場、家庭、地域活動など、あらゆる場面での方針決定における男女共同参画の実現を目指す。

具体的な事業

44. 男女共同参画政策推進事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	行政の政策・施策の決定の場や職場、家庭、地域活動など、あらゆる場面での方針決定における男女共同参画の実現を目指す。					
事業概要	研修会の開催のほか、各種啓発活動を実施する。					
重要業績	指 標	市の各種審議会・委員会の委員等に占める女性の割合				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	32	34	36	38	40

(5) 就労・雇用の促進（商工観光課）

- 男女がともに働きやすい職場環境に向けた企業の取組を支援するとともに、結婚や出産を経ても安心して働き続けられる職場環境と離職しても再就職できる機会の確保、男性の育児休業取得の促進に努める。

具体的な事業

45. 就労・雇用促進事業（担当課：商工観光課・人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	男女がともに働きやすい職場環境に向けた企業の取組を支援するとともに、結婚や出産を経ても安心して働き続けられる職場環境と離職しても再就職できる機会の確保、男性の育児休業取得の促進に努める。					
事業概要	三者合同研修会（倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会、中部地区高等学校同和教育研究会）、県等からのセミナー案内を会員企業に周知し、会員企業の延べ5割の参加を目指す。					
重要業績	指 標	研修会、県等からのセミナーへの会員企業の参加率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	50	50	50	50	50

(6) 「日本女性会議 2022 in 鳥取くらしよし」による女性リーダー育成（人権政策課）

- 令和4（2022）年に開催される全国会議「日本女性会議 2022 in 鳥取くらしよし」において、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開する。

具体的な事業

46. 「日本女性会議 2022 in 鳥取くらしよし」による女性リーダー育成事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	男女共同参画の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開するための女性リーダーの掘り起こし、及び育成を目指す。					
事業概要	日本最大規模の男女共同参画に係る全国会議を開催する。					
重要業績	指 標	女性人材登録制度登録者数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	人	48	50	52	54	55

第4 外国にルーツを持つ人の人権

1 現状と課題

- 本市には、外国にルーツを持つ人が多く居住しており、結婚、就労等の様々な理由で市内に居住する外国人が増加している。
- 国籍別の主な国としては、ベトナム（105人）、中国（69人）、韓国及びフィリピン（各53人）
- これまでも、公益財団法人鳥取県国際交流財団やTori フレンド Network、在日外国人団体、その他民間交流団体と連携し、交流活動、講演会及び研修会による啓発活動、日本語講座や相談窓口の設置、外国語表記による生活情報等の提供などを継続してきた。
- 近年、都市部を中心に、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が公然と行われる問題が発生し、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行された
- 今後、生産人口の減少による労働者不足などから、社会全体はもとより、本市においても外国からの移住者や外国にルーツを持つ人の増加が見込まれることから、多文化共生の視点で、働き手の確保のみならず、社会の構成員として多様性を認め受容し、共生社会の実現を目指す必要がある。



2 基本方針

(1) 就学前教育・保育（人権文化センター・子ども家庭課）

- 国際化の進展の中、認定こども園・保育所にも外国にルーツを持つ人の乳幼児が入園するようになってきており、保育教諭、保育士等が国際理解教育への理解を深め、保護者とのコミュニケーションを深めながら、子どもたちの国際的な人権感覚を高める教育・保育を推進する。

具体的な事業

47. 異文化交流事業（担当課：人権文化センター・子ども家庭課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	就学前の子どもたちに外国にルーツを持つ人への理解を深める教育・保育を推進し、子どもたちの国際的な人権感覚を高める。					
事業概要	就学前の子どもたちと外国にルーツを持つ人との交流会を実施する。					
重要業績	指 標	交流会を年1回以上実施する。				
評価指標 (K P I)	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	回	1	1	1	1	1

(2) 学校教育（学校教育課）

- 外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティを確立できるように支援するとともに、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むため、外国にルーツを持つ子どもの保護者に対しても、子どもたちの成長を支えることができる支援活動を推進する。

具体的な事業

48. 国際理解教育の推進事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティを確立できるように支援するとともに、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むため。					
事業概要	それぞれの校区や地域で外国にルーツを持つ人との交流活動や研修会等を実施し、多文化共生理解や外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深めるなど、国際理解教育を推進する。					
重要業績	指 標	ALT、国際交流員、外国にルーツを持つ児童生徒の保護者等との交流活動等、多文化共生理解のための学習を行った割合				
評価指標 (K P I)	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	80	85	90	95	100

(3) 啓発の推進（人権政策課・人権文化センター）

- 市民意識調査の結果では、外国にルーツを持つ人の問題について「わからない」と回答した人が17.9%となっており、問題意識を理解していない市民が一定数存在している。
- 外国にルーツを持つ人が増加している中、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することについて啓発する。

具体的な事業

49. 外国にルーツを持つ人の人権啓発事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	外国にルーツを持つ人が増加している中、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することについて啓発を推進する。					
事業概要	外国にルーツを持つ人の人権に関する問題について周知・啓発を行う。					
重要業績	指 標	市報等での啓発回数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	1	1	1	1	1

(4) 医療保険・国民年金・介護保険等の情報提供（保険年金課・長寿社会課）

- 本市に住民登録している外国人が健康で安心して生活するための基盤である、公的医療保険・国民年金・介護保険制度等の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進します。

具体的な事業

50. 国民健康保険・国民年金制度啓発事業（担当課：保険年金課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	国民健康保険・国民年金制度等の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進する。					
事業概要	多言語対応パンフレットや窓口相談で各制度の周知を行う。					
重要業績	指 標	多言語対応パンフレットの配布の実施				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

51. 介護保険制度啓発事業（担当課：長寿社会課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	介護保険制度等の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進する。					
事業概要	市報、パンフレット、ホームページ、電話・窓口相談で制度の周知を行い、介護保険のてびきを活用し、わかりやすく利用しやすい対応を行う。また、てびきの多言語化について検討を行う。					
重要業績	指 標	介護保険のてびきの配布の実施				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	見直し及び 配布	配布	配布	見直し及び 配布	配布

(5) 多文化共生理解（地域づくり支援課・人権政策課・人権文化センター）

- 外国にルーツを持つ人やその家族に対しては、外見や名前、言語や生活文化等の違いから、日本国籍の有無に関わりなく民族的な偏見・差別が根強く存在している。国籍や民族の異なる人々が互いの文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより、相互理解を深めるとともに外国にルーツを持つ人が地域の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努める。
- また、学習と交流の場として平成 26（2014）年度から実施している日本語学習会の内容充実を図る。

具体的な事業

52. 国際交流事業（担当課：地域づくり支援課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	国際理解や多文化共生を推進するにあたり重要となる、他国への興味を持つきっかけとなる機会の提供を行い、海外の文化や風習を学ぶことで、倉吉の魅力の再発見に繋げる。					
事業概要	各国の文化等について学ぶ、工芸品づくり等を行い、異文化と多様な価値観や考え方の違いを学び、国際感覚を磨く講座を開講する。					
重要業績	指 標	国際理解講座の開催回数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	2	2	2	2	2

53. 日本語学習会実施事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	中部地区に暮らす外国にルーツを持つ人と、学習を支援する人たちが集い、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会を提供し、参加者が日本で生活する上において日本語で不便なく意思疎通できる能力を身につける。					
事業概要	当該目的を達成するため、学習会を企画し、実施する。					
重要業績	指標	日本語で不便なく意思疎通できる能力を身につけた参加者の割合				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	50	50	50	50	50

54. Tori フレンド Network 支援事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	市内に暮らす外国にルーツを持つ人の声を聴き、地域の課題を共有及び情報交換をし、多様な住民がともに安心して暮らせる包括型コミュニティを形成する。					
事業概要	当該目的を達成するために活動している市民団体である Tori フレンド Network に対し、活動場所の提供、PR等、当該団体の活動を支援する。					
重要業績	指標	市報、公式ウェブサイト等による周知				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

（6） 相談体制の充実（学校教育課・福祉課・人権政策課・人権文化センター）

- 外国にルーツを持つ人やその家族などが、孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、生活、福祉、医療、教育、就労等の相談に対応するため、必要な支援に努める。

具体的な事業

55. 外国にルーツを持つ人の相談対応事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	外国にルーツを持つ人やその家族などの相談体制を確立し、生活、福祉、医療、教育、就労等の相談に対応し、相談者の人権侵害を防ぐ。					
事業概要	外国にルーツを持つ人やその家族などからの相談に対応する。					
重要業績	指標	相談に対する対応率				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	100	100	100	100	100

56. 中国残留邦人等支援給付事業（担当課：福祉課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	中国残留帰国者等に対し、日本語習得の支援や生活支援等を行い、社会的・経済的自立の助長を図る。					
事業概要	支援員を配置し、中国残留邦人と同伴帰国した世帯に対し、生活維持・向上に向けた助言などの支援を行う。					
重要業績	指 標	支援・訪問回数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	12	12	12	12	12

57. 外国にルーツを持つ児童生徒・保護者の相談支援の充実事業（担当課：学校教育課・子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者が、孤立したり、不利益を被ったりすることが無いようにするため。					
事業概要	外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者がより相談があったときには、各機関と連携しながら相談に対応し必要な支援に努める。					
重要業績	指 標	相談に対する対応率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

第5 子どもの人権

1 現状と課題

- 子どもは社会的弱者であり、守られるべき存在として、保護の対象となるだけでなく、権利の主体として認めるものとして、子どもを守ることが位置付けられている。
- 子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、健やかに成長していけるよう、子どもや子育てへの支援を進めていく必要がある。
- 本市では、「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度に第2次計画を策定し、子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取組を進めている。
- 次代を担うすべての子どもたちが、特に乳幼児期において、大人への信頼感や自尊感情が育ち、豊かな人間関係を育む基礎を培うことができるよう、地域をあげての取組のさらなる充実が求められている。



2 基本方針

(1) 不登校・いじめ（学校教育課・子ども家庭課・人権文化センター）

- 本市の不登校児童生徒（年間30日以上欠席者）の割合は、令和元（2019）年度において小学校では全国平均より0.13ポイント高く、中学校では全国平均より2.71ポイント高くなっている。
- 不登校問題は、本市における喫緊の課題の1つであり、未然防止と早期支援のための学校体制づくり、家庭及び子どもへの支援と相談体制を充実していく必要がある。
- インターネット端末など、大人が確認しにくい状況でのいじめや、日常生活での小さなトラブルからいじめに発展するケースがあり、「いじめはどの学校にも起こりうる」との認識のもと、日頃から、子どもの生活について注意深く観察し、いじめを許さない学校体制づくりを進めることが大切である。
- 「いじめ防止対策推進法」及び「倉吉市青少年問題対策協議会等条例」並びに「倉吉市いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関及び団体と連携を図りながら、これまで以上にいじめの問題の未然防止や適切な対処が行われるよう、校内、校外を問わずいじめ防止、不登校に向けた取組を推進して行く。

具体的な事業

58. いじめ・不登校の未然防止と早期対応事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	いじめをゆるさない学校体制づくり、不登校の未然防止と早期対応により、全ての児童生徒が明るく楽しく安心して学校生活を送ることができるようにするため。					
事業概要	倉吉市いじめ対策基本方針・各学校いじめ対策基本方針を基本とした対応を行う。また、スクールソーシャルワーカー・こころの教室相談員を配置し、相談活動や関連機関との連携の充実、学校満足度アンケートの活用による早期対応に努める。					
重要業績	指 標	不登校児童生徒の毎年1割減				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	小：1.12 中：5.59	小：1.01 中：5.03	小：0.9 中：4.53	小：0.82 中：4.07	小：0.73 中：3.66

59. 児童館、放課後児童クラブ運営事業（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	児童に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導を行い、児童の健康増進と情操を豊かにしていくとともに、諸活動を通じて人権尊重の精神を養い、その実践力を身につけた児童を育成する。					
事業概要	遊びを中心とした集団活動を通じて、子どもの仲間意識の醸成、思いやりを持った人間関係を構築できるよう支援する。					
重要業績	指 標	児童館、放課後児童クラブの設置数				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	施設	29	29	29	29	29

60. 不登校・いじめ問題相談対応事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを受けた児童及びその家族の生命及び心身を保護し、これにより当該児童等のいじめ問題を克服する。					
事業概要	不登校・いじめ問題について、窓口、電話、インターネット等で相談を受け付け、必要な対応機関に繋ぐなどの対応を行う。					
重要業績	指 標	相談に対する対応率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

61. 倉吉市いじめ問題検証委員会運営事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを受けた児童及びその家族の生命及び心身を保護し、これにより当該児童等のいじめ問題を克服する。					
事業概要	いじめを受けた保護者からの意見に基づき、いじめ防止対策推進法第30条第2項による付属機関を設置し、教育委員会が実施したいじめ防止対策推進法第28条第1項の調査結果について調査を行う。					
重要業績	指 標	事案の対応率				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	%	100	100	100	100	100

(2) 児童虐待（子ども家庭課）

- 「児童福祉法」に基づき、家庭児童相談の体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置して児童虐待の予防対策及び早期の介入・支援対策を実施する。
- 出生前からの切れ目のない支援の流れを構築するとともに、保護者の育児支援、孤立化の防止を基本に、相談事業をはじめ、乳幼児期を中心とした訪問や子育て教室等の親支援講座の充実に取り組む。
- 家庭における経済的不安などのリスク要因を早期に把握し、地域ぐるみで適切な支援に繋げていくための予防対策をさらに充実して行く。
- 子どもの成長発達の情報をICTを活用して関係機関等と情報共有を図り、児童虐待の早期発見及び予防につながる体制づくりのため、個人情報保護に配慮しながら検討を進める。

具体的な事業

62. 要保護児童対策地域協議会運営事業（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	早期に問題点等を把握し、関係機関が家庭の状況、問題点、支援方針等共通認識のもと、組織的に対応し、予防対策、支援対策を推進する。					
事業概要	福祉・保健医療・教育・警察・司法等の関係機関で組織する代表者会議による支援システムの検討及び関係機関等と連携した相談支援を推進する。					
重要業績	指 標	代表者会議の開催				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 子どもの貧困（子ども家庭課・学校教育課）

- 現在、全国的に17歳以下の子どもの6人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が貧困状態にあるといわれる。
- 子どもの貧困問題を解決し、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25（2013）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、平成26（2014）年に施行された。
- 本市では、鳥取県、関係団体等と連携し、平成27（2015）年に鳥取県が策定した「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」との整合性を図りながら「教育機会確保法」の具現化を図り、個々の家庭の経済力の向上のため、本市として学習支援や生活支援、経済的支援の取組を地域ぐるみで進めていく。

具体的な事業

63. 子どもの貧困対策事業（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な支援を行うため、関係機関等と連携した取組を推進する。					
事業概要	関係機関、団体とのネットワークへの参画を行う。					
重要業績	指標	ネットワーク会議の開催				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

64. 子どもの貧困への対応事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	個々の家庭の経済力によって学習格差が生じることが無いよう、学習支援や生活支援、経済的支援の取組を進める。					
事業概要	市内2カ所の地域未来塾を設置し、中学生対象に学習支援を行う。					
重要業績	指標	地域未来塾に通う中学3年生の高校進学率				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	%	100	100	100	100	100

第6 高齢者の人権

1 現状と課題

- 令和2（2020）年12月末時点における本市の高齢化率は33.9%と市民の約3人に1人が高齢者という状況となっている。
- 本市では、平成17（2005）年に「高齢者虐待防止条例」を制定し、必要な施策と関係機関と連携した対応を行ってきた。
- また、「倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（地域包括ケア推進計画）を策定し、高齢者が適切な医療や介護を受けながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される環境づくりを目指している。
- 高齢化が進行する中、認知することが難しい高齢者に対しての特殊詐欺を始めとする各種犯罪による金銭的な損害、高齢者と住居を共にする家族による様々な人権問題が深刻化している。



2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進（子ども家庭課・学校教育課・長寿社会課）

- 長年にわたり社会を支え貢献してきた高齢者に対し、敬意をもって接するとともに、交流を通じて豊かな知識と経験に触れる中で、高齢者を尊敬し共に生きて行くための教育を推進する。
- 高齢者の消費者被害などの防止や認知症についての正しい知識と理解を深め、判断能力が不十分な人の権利を守るための成年後見制度などの普及啓発に努める。

具体的な事業

65. 地域の高齢者との交流事業（担当課：子ども家庭課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	高齢者との交流を通して、豊かな経験に触れ、尊敬し、大切にすることを育てる。					
事業概要	保育所、認定こども園、児童館の行事、地域行事等を通して、老人クラブなど的高齢者や地域の方々との交流、連携を深める。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	交流連携事業の実施				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

66. 高齢者の人権に関する学習の推進事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	高齢者理解を深めるための視点を持ちながら、体験的活動や交流活動を通して高齢者の思いや願い、豊かな知識や経験を児童生徒に伝えるなかで、高齢者への尊敬や大切にすることを育てる。また、高齢者の置かれた状況を人権保障の視点で捉えることを通して、家族や地域で、共に生きる社会づくりを進める意欲を培う。					
事業概要	地域にある高齢施設での交流、一人暮らしの高齢者への配食サービス、土曜授業での地域の高齢者に学ぶ学習など、各学校で工夫しながら交流活動を行うなかで、高齢者の思い・知恵・体験を知り、高齢者への尊敬や大切にすることを育む。					
重要業績 評価指標 (K P I)	指 標	高齢者との交流活動や体験的活動を通して高齢者への尊敬や大切にすることを育む学習を行った学校の割合				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	100	100	100	100	100

67. 認知症予防・成年後見制度支援事業（担当課：長寿社会課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	高齢者の消費者被害などの防止や認知症についての正しい知識と理解を深め、判断能力が不十分な人の権利を守るための成年後見制度などの普及啓発に努める。					
事業概要	<p>認知症地域支援推進員を配置し、認知症についての正しい知識と理解を深めるとともに本人や家族への支援を行う。</p> <p>また、成年後見制度に関して、運営を委託している中部成年後見支援センターと連携しながら、普及啓発を行う。</p> <p>また、市民後見人養成事業を倉吉市社会福祉協会に委託し、市民後見人を養成し、活動を支援する。</p>					
重要業績 評価指標 (K P I)	指 標	事業の実施				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談体制の充実（長寿社会課）

- 介護予防の取組や高齢者虐待の防止など、地域と連携し、見守り体制の強化に努め、総合的な相談や支援を行う各地域包括支援センターについての周知と相談支援体制の充実を図る。

具体的な事業

68. 地域包括支援センター事業（担当課：長寿社会課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	介護予防の取組や高齢者虐待の防止など、地域と連携し、見守り体制の強化に努め、総合的な相談や支援を行う各地域包括支援センターについての周知と相談支援体制の充実を図る。					
事業概要	市内5ヶ所の地域包括支援センターに、包括的支援事業を委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う。					
重要業績	指標	委託事業の実施				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 社会参加の推進（長寿社会課）

- 高齢者が社会を構成する重要な一員として、住み慣れた地域の中で積極的な役割を果たし、培ってきた知識や経験を発揮することができるよう、価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組む。
- 高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブの活動に対する支援を行う。

具体的な事業

69. 高齢者活動支援事業（担当課：長寿社会課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	老人クラブ及びシルバー人材センターの活動に対する支援を行い、高齢者が社会を構成する重要な一員として、住み慣れた地域の中で積極的な役割を果たし、培ってきた知識や経験を発揮することができるよう、価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくり、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりを推進する。					
事業概要	高齢者が社会参加しやすい環境づくり、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりを推進するため、シルバー人材センター及び老人クラブの活動を支援する。					
重要業績	指標	補助金の交付				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 介護サービスの充実（長寿社会課）

- 高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して生活することができるように、介護予防事業などを着実に実施し、要介護者も地域や家庭の中で自立した生活が送れるよう医療と介護の連携を強化し、必要とする人が円滑にサービスを受けられるよう努める。

具体的な事業

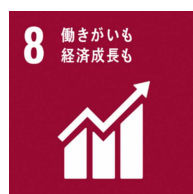
70. 介護保険・介護予防事業（担当課：長寿社会課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して生活することができるよう、介護予防事業などを着実に実施し、要介護者も地域や家庭の中で自立した生活が送れるよう医療と介護の連携を強化し、必要とする人が円滑にサービスを受けられるよう努める。					
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談をはじめとした地域包括ケア（医療と介護の連携等）を行う。 また、居宅サービス、施設サービスに対する保険給付を実施する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指 標	事業の実施				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第7 病気にかかわる人の人権

1 現状と課題

- HIV感染症、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、患者や家族、医療従事者などの病気にかかわる人に対する人権侵害が生じている。様々な病気についての教育・啓発活動を推進し、病気や病気にかかわる人に対する偏見や差別を解消することが必要である。
- 平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された。ハンセン病は、らい菌による感染症で感染力は極めて弱く、現在は治療方法も確立されている。しかし、国の隔離政策や「無らい県運動」などの歴史的経緯を経て、現在も病気や回復者とその家族に対する偏見や差別が存在している。



2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進（学校教育課・健康推進課・人権政策課・人権文化センター）

- かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習するとともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため、性教育、健康教育、人権教育、啓発等の充実に努める。

具体的な事業

71. 病気にかかわる人に関する学習機会提供事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	学校、地域において、H I V感染症、エイズ、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する正しい知識と理解を深め、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくす。					
事業概要	学校、地域において、H I V感染症、エイズ、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する正しい知識と理解を深め、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくす意識を身につける学習を実施する。					
重要業績 評価指標 (K P I)	指 標	病気に対する正しい知識と理解を深める学習を実施した学校の割合				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	%	100	100	100	100	100

72. 健康教育事業（担当課：健康推進課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	病気に関する正しい知識と理解を深め、患者やその家族、病気に関わる医療従事者への偏見や差別をなくす。					
事業概要	市報、公式サイト等による病気について正しい知識の普及啓発活動を行う。					
重要業績 評価指標 (K P I)	指 標	普及啓発活動の実施				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

73. 病気に関わる人への差別対策事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習し、さまざまな病気に関する正しい知識と理解を深め、患者やその家族、病気に関わる医療従事者への偏見や差別をなくす。					
事業概要	病気について正しい知識の普及啓発活動を行う。					
重要業績 評価指標 (K P I)	指 標	市報、公式ウェブサイトでの普及啓発情報の掲載				
	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談体制の充実（健康推進課）

- 病気や医療に関する相談について、プライバシーの保護や精神的負担の軽減に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談窓口の周知と支援の充実に努める。

具体的な事業

74. 健康相談事業（担当課：健康推進課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	患者のプライバシーの保護及び精神的不安の軽減を図る。					
事業概要	職員の病気に関する知識を高めるため、研修会等に参加し、相談への対応力の向上を図ることで患者に応じた適切な支援を行う。					
重要業績	指標	研修会等への参加の実施				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第8 インターネットによる人権侵害

1 現状と課題

- インターネットやスマートフォン等の普及やソーシャルメディアの利用者の増加など、ICT技術が急速に進展する中、情報収集と発信の利便性は大きく向上したが、簡易性と匿名性、倫理観の欠如などが要因となり、特定の個人や団体への誹謗中傷やプライバシーの侵害など無責任な情報発信も発生している。
- 一度インターネット上に掲載された情報は、短時間で広範囲に拡散し削除することは困難である。
- インターネット上に個人が特定できる情報や同和地区の地図などが公開されている問題は、部落差別を助長し身元調べに悪用されるなどの人権侵害につながるおそれがある。
- 平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネット上の違法・有害情報に対しては、被害者の救済と表現の自由のバランスに配慮しながら、プロバイダによる対応を促進するなど環境整備が行われたが、依然として人権侵害につながる情報が後を絶たない状況である。



2 基本方針

(1) 情報モラル教育・啓発の推進（学校教育課・社会教育課）

- インターネットに接続可能な端末の特性とその影響、プライバシー侵害や名誉毀損、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについて、児童生徒が理解するための学習機会の提供及び啓発の充実に努める。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）に定める施策を推進し、フィルタリングやペアレンタルコントロールが適切に実施されるよう保護者等への啓発に努める。

具体的な事業

75. 情報モラル教育推進事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	小中学生に対し、発達段階に合わせた情報化社会における正しい判断力や望ましい態度を育てる。					
事業概要	発達段階に合わせた系統的な情報モラルの指導計画に沿って具体的な指導を行う。 また、学校・家庭・地域が連携して、PTA主催の講演会、地域の家庭教育講座や教育委員会主催の研修会などの場を設定し、定期的に情報モラルの専門家から最新情報を得るための講演会や携帯電話端末等に関する研修会を実施する。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	情報モラルの指導計画に沿って具体的な指導を行った学校の割合				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	100	100	100	100	100

76. インターネット等を利用した情報を正しく理解し、使用するための学習活動事業（担当課：社会教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	青少年の情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てるために、家庭・地域・学校・関係機関等との連携を図りながら、青少年が情報モラルを身に付けることを目指す。					
事業概要	倉吉市青少年育成協議会や倉吉地区少年補導センター、各地区青少年（健全）育成協議会等と連携し、青少年やその保護者を対象に学習機会の提供や啓発活動を行う。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	研修会や啓発活動の実施回数				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回数	1	1	1	1	1

(2) インターネット上での人権侵害行為への対応（人権政策課）

- モニタリング事業を進めるとともに、インターネット上の人権侵害事案について市民からの相談に対応し、明らかな差別や人権侵害が判明した場合は、法務省人権擁護機関、県、他市町村と連携してプロバイダ等に削除を要請するとともに、相談者への支援、又、国に実効性のある法規制を求めるなど被害の拡大防止に努める。

具体的な事業

77. インターネットモニタリング推進事業（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	市民がインターネット上での差別や人権侵害の被害者になることを防止する。					
事業概要	インターネット上の人権侵害事案を調査するため、インターネットモニタリングを定期的実施し、人権侵害事案が発見された際には、法務省人権擁護機関、県、他市町村と連携し、プロバイダ等に削除を要請する。					
重要業績	指標	モニタリング実施時間				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	時間	12	12	12	12	12

第9 様々な人権

① アイヌ民族

1 現状と課題

- アイヌの人々は、独自の伝統文化を持つが、明治維新以降の同化政策により、先住民族としての権利を侵害されてきた。
- 令和元（2019）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行され、アイヌ施策の推進に関する基本理念や国等の責務が新たに定められたが、権利の回復や人権侵害の解消には至っていない。



2 基本方針

(1) 啓発の推進（人権政策課・人権文化センター）

- アイヌの人々の歴史や文化、差別の実態についての理解を深め、アイヌの人々の権利回復の実現と人権侵害の解消に向けた啓発に努める。
- 市民団体との連携を深め、学習・啓発活動の支援に努める。

78. アイヌ民族の人権啓発事業（担当課：人権文化センター・人権政策課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	アイヌ民族の歴史や文化、差別の実態についての理解を深め、権利回復の実現と差別の解消を図る。					
事業概要	市報等で、アイヌ民族の人権に関する記事の掲載及び研修会を開催し、啓発を図る。また、市民団体との連携を深め、学習・啓発活動として講演会等の開催に努める。					
重要業績	指標	広報誌等での啓発回数				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回	1	1	1	1	1

② 拉致被害者等

1 現状と課題

- 1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が行方不明となった事件の中には、北朝鮮当局により拉致された人達があり、平成14（2002）年の日朝首脳会談で北朝鮮当局が初めて拉致の事実を認め、拉致被害者5名とその家族の帰国が実現した。
- その後の北朝鮮側の不誠実な対応により、長い間、問題解決への進展は見られず、拉致被害者家族の高齢化が進むなど早期の解決が望まれている。
- 平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行され、国及び地方公共団体は北朝鮮当局による拉致問題などに対する世論の啓発に努めるよう定められた。
- 拉致問題は、我が国の主権と国民の生命にかかわる重大な問題であり、問題の解決には、国民及び国際社会の理解と支持が不可欠である。
- 市民意識調査の結果によると、拉致被害者の人権問題への関心は薄くなってきており、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえ、世論喚起のため広報啓発活動に努めることが重要である。



2 基本方針

(1) 啓発の推進（防災安全課・人権政策課）

- 拉致問題の解決に向けて市民の関心と認識を深めるため、県、他の市町村、関係団体と連携しながら学習機会や情報提供などの啓発活動に努める。

79. 拉致被害者の人権啓発事業（担当課：防災安全課・人権政策課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	拉致問題の解決に向けて市民の関心と認識を深める。					
事業概要	県、他市町村、関係団体と連携し、学習機会や情報提供による啓発に努める。					
重要業績	指標	政府が行っている拉致問題に関する広報物の掲示に協力する。				
評価指標 (KPI)	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③ 性的マイノリティ

1 現状と課題

- 性同一性障がいのある人、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人等の性的マイノリティは、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題が懸念されている。
- 現在では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、本市では、各種啓発活動の推進とともに、平成15（2003）年度には性同一性障がいの人の人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行った。
- 市民意識調査の結果では、市民の性的マイノリティへの理解が進んでいない。
- 本市においては、性的マイノリティの問題に対する相談体制が構築されておらず、当事者の相談に専門的に対応することが困難な状況にある。



2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進（学校教育課・商工観光課・人権政策課・人権文化センター）

- 性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進める。
- 小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応に努め、生命尊重、人権尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について考えさせ、性に関わらずだれもが生き生きと暮らせる社会の実現に向けた教育に努めるとともに、学校や職場などで、当事者がいじめの対象とならないよう防止する環境整備や教育啓発に努める。

具体的な事業

80. 性の多様性について理解を深める学習推進事業（担当課：学校教育課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	児童生徒の発達段階に即して、性の多様性（LGBTQ等）について理解を深める学習を行い、相談体制を充実させることによって、だれもがいじめや偏見に悩まず1人ひとりが自分らしく安心して生活できる小中学校を目指す。					
事業概要	性の多様性について教職員の研修を充実させ、児童生徒の発達段階に即して、性の多様性（LGBTQ等）について理解を深める学習を実施する。児童生徒の不安や悩みを受け止め、当事者がいじめの対象とならないよう防止する環境整備や教育啓発に努める。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	性の多様性（LGBTQ等）について理解を深める学習を実施した学校の割合				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	80	90	90	100	100

81. 性的マイノリティの権利啓発事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見が解消され、社会生活上の制約を受けないよう、市民の理解を深める					
事業概要	市報、市公式ウェブサイトで周知、啓発を行うほか、教育・啓発活動として有識者を講師に迎えた講演会を開催し、市民の性的マイノリティに対する理解を深める。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	研修会の開催回数				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	回	1	1	1	1	1

82. 三者合同研修会性的マイノリティの権利啓発促進事業（担当課：商工観光課・人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進					
目的	性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進める。					
事業概要	三者合同研修会（倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会等）、県等からのセミナー案内を会員企業に周知し、会員企業の延べ5割の参加を目指す。					
重要業績 評価指標 (KPI)	指標	研修会、県等からのセミナーへの参加率				
	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	%	50	50	50	50	50

(2) 相談・支援体制の充実（人権政策課・人権文化センター）

- 性的マイノリティの人の悩み事や、生活上の問題などに係る相談に対応できるよう、居場所づくりと職員の資質向上を図るなど、相談者への支援に努める。

具体的な事業

83. コミュニティスペース運営事業（担当課：人権政策課・人権文化センター）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	性的マイノリティの人の悩み事や、生活上の問題などの相談に対応できるよう、居場所づくりと相談者への支援に努める。					
事業概要	当事者が気軽に立ち寄ることのできるコミュニティスペースを提供する。					
重要業績	指標	コミュニティスペースの開設回数				
評価指標	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	回	3	3	3	3	3

④ 刑を終えて出所した人

1 現状と課題

- 平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定され、犯罪をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員になれるよう支援することで再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととされている。
- 犯罪歴のある人に対する偏見や差別意識があり、社会復帰は本人に更生意欲がある場合においても、住居の確保や就労に際して困難を伴うなど厳しい状況にあり、社会復帰の足掛かりとなる居場所づくりが求められている。



2 基本方針

(1) 再犯防止施策の推進（総務課）

- 「再犯防止推進法」第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画を策定し、刑を終えて出所した人の再犯防止を推進する。

具体的な事業

84. 再犯防止推進事業（担当課：総務課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	犯罪や非行を犯した方が再び犯罪や非行を犯さないよう再犯防止の推進を図る。					
事業概要	再犯防止推進計画を策定するとともに計画内容の実施・推進を図る。					
重要業績	指 標	再犯防止推進計画の策定と計画内容の実施				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	策定・実施	計画策定	実施	実施	実施	実施

(2) 啓発の推進（総務課・人権政策課）

- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、円滑な社会復帰を促進するため、社会を明るくする運動等の啓発活動を推進する。

具体的な事業

85. 社会を明るくする運動等の啓発事業（担当課：総務課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	犯罪や非行を犯した人に対する偏見や差別意識を解消し、円滑な社会復帰を促進するため、社会を明るくする運動等の啓発活動を推進する。					
事業概要	市報、公式ウェブサイト等による各種広報啓発活動を実施する。					
重要業績	指 標	広報啓発活動の実施				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 更生保護団体の支援（総務課）

- 刑を終えて出所した人の社会復帰支援や再犯防止などを目的とした更生保護活動を行う団体の活動支援を行う。

具体的な事業

86. 更生保護団体への支援・協力事業（担当課：総務課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	犯罪や非行を犯した人に対する偏見や差別意識を解消し、円滑な社会復帰を促進するための活動を行っている保護司会等の活動に支援・協力する。					
事業概要	更生保護団体のポスター掲示やチラシの配布、寄付活動への協力等支援を実施する。					
重要業績	指 標	更生保護団体の更生保護活動への支援及び協力の実施				
評価指標 (K P I)	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑤ 犯罪被害者等

1 現状と課題

- 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族等は、事件等による直接の被害だけでなく、捜査や裁判の手の過程で受ける精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷等、被害後に生じる二次被害に苦しめられており、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材により、プライバシーの侵害、名誉の棄損、私生活の平穏侵害などの問題も起きている。
- 現在、これらの事象に直接対応できる行政サービスが存在しないことから、犯罪被害者等の権利が尊重されているとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、犯罪被害者等が社会で孤立することを余儀なくされる状況が存在している。



2 基本方針

(1) 啓発の推進（防災安全課・人権政策課）

- 社会全体で犯罪被害者等の人権擁護とそれを支える社会づくりを推進するため、警察機関等と連携し、犯罪被害者等の問題について、市民への啓発活動に努める。

具体的な事業

87. 犯罪被害者問題等啓発事業（担当課：防災安全課・人権政策課）

推進方針	第2 人権啓発の推進					
目的	犯罪被害者等の問題について、市民への啓発活動に努め、社会全体で犯罪被害者等の人権擁護とそれを支える社会づくりを推進する。					
事業概要	ポスター掲示、チラシの配架及び市報並びに市公式ウェブサイトでの啓発を実施する。					
重要業績	指 標	啓発活動の実施				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) とっとり被害者支援センターへの支援（防災安全課・人権政策課）

- 犯罪被害者等を支援する団体、(公財) とっとり被害者支援センターの活動を支援し、活動内容の啓発に努め、相談を求められた際には、速やかにセンターを利用できるよう努める。

具体的な事業

88. 犯罪被害者等支援団体助成事業（担当課：防災安全課・人権政策課）

推進方針	第3 相談・支援体制の充実					
目的	犯罪被害者等支援に取り組む団体の活動を推進するため、とっとり被害者支援センターの運営等に要する経費を負担する。					
事業概要	とっとり被害者支援センターへの活動を支援し、運営経費の一部を負担する。					
重要業績	指 標	(公財) とっとり被害者支援センターの運営経費の一部負担				
評価指標	単 位	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
(K P I)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

1 現状と課題

- 人権尊重のまちづくりを進めるための各種施策は、部落差別、障がいのある人、男女、外国にルーツをもつ人、子ども、高齢者、病気にかかわる人など様々な人権課題にかかわる施策だけでなく、本市の施策全般を通じて展開されることが大切であり、すべての市職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要がある。
- 本計画に基づく施策の推進に当たって、本計画の基本理念である「市民がお互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」に基づき、行政機関だけでなく家庭、保育現場・学校、民間企業、地域など社会のあらゆるコミュニティとの密接な連携のもと、総合的、効果的な推進に努める。

2 基本方針

第1 全庁体制による人権を尊重した行政の推進

- 人権を尊重した行政の推進に当たっては、全庁的な体制で取り組み、本市の実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れるため、庁内に「倉吉市人権施策推進連絡会議」を設置し、縦割りにとらわれない事業、又は事業間の相互調整を図り、施策の一体的、総合的な推進を展開する。

第2 計画の進行管理と評価

- 本計画の進行管理を行うため、「倉吉市人権施策推進連絡会議」において各部署との連絡、調整を図りながら、アクションプランを中心とした重要業績評価指標（KPI）の分析を行うことで、分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証する。
- 進捗管理の点検と評価については、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う機関である、「地方自治法」第138条の4第3項の規定にもとづき設置する倉吉市あらゆる差別をなくする審議会により実施する。

第3 関係機関等との協力・連携

- 国及び県と緊密な連携と協力を図るとともに、倉吉市人権教育研究会等との協力関係をさらに充実させ、情報の共有化、教育、啓発活動の共同実施、人材等の相互活用など、各種団体間の連携を図る。

第4 市民の参画と協働

- 社会の変化に対応し、市民と行政の協働によって、様々な課題を解決することが求められているが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、新たな生活様式を受容が求められている。このような、社会情勢を考慮しながら、各種人権施策に係る事業の計画、実施、改善などのまちづくりのあらゆる分野における市民の主体的な参画を進め、イベントや交流を深める機会においても、現状に則した新たな方法を検討しながら、推進に取り組む。

第5 相談体制の充実

- 人権侵害を受けている、または受けるおそれのある市民が安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、人権文化センターを中心に、相談員の資質向上など、相談体制の充実を図り、関係機関との密接な連携、計画の総合的、効果的な推進、協力を図り、問題の解決に努める。

第6 広報、啓発の推進

- 人権教育、啓発の推進に当たっては、基本理念・計画の各種目標を踏まえ、「市報くらよし」による広報、啓発活動を中心としながら、ケーブルテレビ、インターネットの活用をはじめとした様々な媒体で積極的に行う。また、ICT技術を利用した、双方向での広報、啓発活動などの研究、実施等、時代に合わせた広報活動の推進に努める。

具体的な事業

89. 人権・同和問題に関する市民意識調査（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進 第2 人権啓発の推進 第3 相談・支援体制の充実					
目的	市民の人権・同和問題に関する意識に係る課題を明確にするため、啓発・教育等の取組の効果測定を行い、その結果をより効果的な人権施策の推進に活かすとともに、「あらゆる差別をなくする総合計画」の評価指標及び基礎資料とする。					
事業概要	「あらゆる差別をなくする審議会」に諮りながら、事前準備、調査実施、検証等を行う。					
重要業績	指標	市民意識調査に関連する業務の実施				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	実施	次回調査の検討	次回調査の検討	調査準備	調査実施、集計、報告書作成	次期総合計画に反映

90. 倉吉市人権施策推進連絡会議（担当課：人権政策課）

推進方針	第1 人権教育・同和教育の推進 第2 人権啓発の推進 第3 相談・支援体制の充実					
目的	「倉吉市人権施策推進連絡会議」において、各部署との連絡、調整を図りながら、分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証する。					
事業概要	アクションプランにおける事業の進捗状況を検証する。					
重要業績	指標	人権施策推進連絡会議の開催回数				
評価指標	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(KPI)	回	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上

**第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画
アクションプラン**

倉吉市人権政策課

令和3年9月作成

〒682-8633 鳥取県倉吉市塚町二丁目253番地1

電話 0858-22-8130 FAX 0858-23-9100

電子メール jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp